犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染する恐れがあり、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を、5月9日（火）から各地区を巡回して行います。生後91日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へ**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付します。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場に持参してください。

動物病院で注射を受けるなどの理由で、集合注射の通知を止められている方で、集合注射を再開されたい方や、新たに犬を飼い始めた方はご連絡ください。日程表と問診票を送付します。

※予防注射は6月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料金（1匹当たり）

登録3，000円・注射3，300円

※つり銭の要らないように、ご協力をお願いします。

お願い

①犬は必ず登録し、鑑札を犬につけてください。

②登録事項に変更があった場合には、お知らせください。

（例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。

③毎年1回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	53−2681
さくら動物病院	57−0308
のいち動物病院	56−4117
テラ動物病院	52−8272
南国ひまわり動物病院	088−863−3150
なんごくアニマルクリニック	088−863−0039
斉藤獣医科	088−862−0393
ゆずの木どうぶつ病院	088−856−7527

※注射料金については、病院へお問い合わせください。

集合注射以外にも割高ですが、個別に左の動物病院で注射を受けられます。

■問い合わせ先
環境課　☎53−1063

あなたのペット 近所迷惑になっていませんか？

ペットを飼うには、社会のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにすることが大切です。適切な飼い方を心掛け、人とペットが共に快適に暮らせるようにしましょう。無理な数の飼育をせず、適切な飼い方ができる数で飼育をしましょう。また、犬や猫を飼うと決めたら、責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。

犬

◆**鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。**脱走防止・しつけと訓練を行いましょう。

◆**犬のふんは必ず始末しましょう。**責任を持って必ず飼い主が持ち帰りましょう。

◆**なるべく鳴かないようにさせましょう。**ひどく鳴く場合は、動物病院に相談を！

猫

◆**放し飼いによるふんなどの被害が多発しています。**迷惑にならないよう飼育しましょう。猫は室内飼いをおすすめします。

◆**名札をつけましょう。**迷っても飼い主が分かるようにしましょう。

◆**野良猫にエサを与えないようにしましょう。**

犬や猫を捨てる行為は犯罪です

犬や猫を飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬や猫を捨てると最高100万円の罰金が科せられます。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることで、不幸な子犬や子猫を増やすことがなくなります。発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

犬や猫のマイクロチップに関する移行登録サイトについて

犬や猫のマイクロチップの登録については環境省の「移行登録受付サイト」にアクセスし、手続きをすれば、環境省のデータベースに登録できます。

全国の移住希望者に情報発信!!

香美市空き家バンクをご利用ください

香美市空き家バンクは、市外からの移住希望者を対象に、空き家を紹介する制度です。売買や賃貸による空き家の活用を考えてみませんか。まずはご相談ください。

申し込みされた空き家は、定住推進課で不動産登記の調査や家屋状況の現地確認を行います。老朽化が激しくすぐに住めないなど、空き家の状況によっては、登録できない場合があります。

◆空き家バンクへの登録は無料
◆情報はホームページで全国へ発信
◆交渉や契約は担当不動産業者が仲介

空き家の活用は全国的に注目を集めており、『空き家バンク制度』への期待が高まっています。

空き家バンク制度の開始から9年間で登録された物件は、**133件**です（2月末現在）。

売買物件が**96件**（うち**56件**が契約）、賃貸物件が**37件**（うち**28件**が契約）となっています。

香美市への移住を希望している方の多くは、賃貸物件を探しています。一方で、売買でも物件によっては空き家バンク登録から数カ月で契約になるケースもあります。

問い合わせ・申込先
定住推進課
☎53−1061

空き家バンク登録までの手順

1 『香美市空き家バンク登録申込書』を提出
空き家所有者から、定住推進課に提出してください。

2 登録可能な物件かどうか確認
不動産登記や家屋の状況などを確認します。空き家の状況によっては、登録できない場合があります。

3 担当不動産業者を選定
担当してもらいたい不動産業者を指定することも可能です。

4 空き家物件の現地立会い
所有者・担当不動産業者・定住推進課で現地立会いし、物件の情報を確認します。

5 紹介用の物件シートを作成・確認
公開する物件情報をまとめた物件シートを作成し、所有者の方に確認してもらいます。

6 ホームページで公開・物件案内開始
香美市公式ホームページで公開し、移住希望者の方の案内を開始します。

香美市中間管理住宅募集！

本市が空き家等を約12年間借り上げ、耐震化や水回りなどの改修を行い、市が管理して移住希望者へ貸し出しを行う事業です。本年度は2件実施予定で随時募集しております。詳しくは、お問い合わせください。

対象物件の条件

◆物件の所有権者が申請者であること。

◆香北町もしくは物部町の居宅用建物で、現に人が居住しておらず、今後も居住の予定がない物件。

◆市が移住希望者向けに転貸することに同意を得られること。

◆空き家バンクへ登録可能な物件（現状で雨漏りや床抜け等が無く、生活できる状況にある物件）。

借上げ期間（12年間）

賃貸契約締結から12年に達する日以降における最初の3月31日まで。

※賃借料は契約年度の固定資産税額を毎年お支払いします。

改修工事内容

耐震改修工事や水回り改修工事、浄化槽設置など住宅の性能向上に資するリフォームおよび外壁、屋根工事等を必要に応じて実施します。（改修工事に所有者負担はありません。）**※賃貸契約期間満了にともない返還する際、現状回復の義務を負いません。**